令和８年１０月１日

各 位

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
富山県支部長　国 分 清 高

# 「特定自主検査セミナー」の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、適正な特定自主検査の実施を通じ、建設荷役車両に係る労働災害の防止にご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、機械等による労働災害防止の促進等の措置を講ずるため、改正労働安全衛生法が令和７年５月14 日に公布され段階的に施行されているところです。

その安衛法の一部改正により、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従って行うことが令和８年１月１日から義務付けられ、従来の推奨基準であった指針を踏まえ、「特定自主検査基準」（告示）が制定されたことに伴い、基準に基づかない検査が認められた場合には、令和８年１月１日以降、法令違反といった位置付けとなり、業務停止等の処分対象となります。

また、富山労働局の監査や当協会巡回指導員による記録表点検指導会等において、検査業務管理、特定自主検査記録表の作成等で種々な問題点が指摘されているところです。

つきましては、特定自主検査の普及促進と改正労働安全衛生法の概要を登録検査業者及び事業内検査事業所の管理者、責任者に理解していただくとともに、適正な組織管理の習得を目的として、下記によりセミナーを開催しますので、大変お忙しいこととは存じますが、出席方よろしくお願い致します。

なお、会場設営等の都合もありますので、受講者氏名を**11月11日（水）まで別添**申込書によりFAX等にて申込をお願いします。

記

１ 日　時　**令和８年11月24日（火）14:00～16:30**

２ 場　所　自治労とやま会館　301 号室
〒930-0804 富山市下新町 8-16（℡　076-441-2200（代））

３ 内　容
（1）安衛法一部改正の概要及び特自検に関する安衛法令の改正等について
富山労働局　市井健康安全課長
（2）安衛法一部改正に伴う特自検基準の対応変更のポイント
建荷協富山県支部　栗山講師

４ 受講料　無料
（富山労働局の資料の他、本部テキスト〔特自検マニュアル（特自検とその管理）〕を無償配布させていただきます。）

５ 定　員　70 名（定員に達し次第締め切ります。）

６ その他　受講票及び修了証は発行しません。